

国立大学法人和歌山大学特任教諭雇用規程

制 定 平成20年 3月21日

法人和歌山大学規程第 718 号

最終改正 令和 7年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第1条第6項に規定する特任教諭の就業に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めるもののほか、特任教諭の就業に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 特任教諭とは、任期を付して雇用する附属学校の教員のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 公立学校の教諭等（常勤のものに限る。）を定年等により退職した者で、国立大学法人和歌山大学非常勤講師雇用規程（以下「非常勤講師雇用規程」という。）によらずに雇用された者
- (2) 本学を定年退職した附属学校教員で、国立大学法人和歌山大学教職員再雇用規程及び非常勤講師雇用規程によらずに雇用された者
- (3) 国立大学法人和歌山大学教育学部附属学校内地研修員派遣規程第10条の規定に基づき内地研修員の代替講師等として採用された者
- (4) 国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則による産前・産後の特別休暇の取得若しくは国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則による育児休業（育児短時間勤務及び育児時間を除く）又は本学教職員介護休業等細則による介護休業（1か月以上の期間連続する場合に限り、1時間を単位とするものを除く。）をする教職員の職務を臨時的に代わって行うために採用された者
- (5) 前4号に定めるもののほか、学長が附属学校の業務運営上特に必要と認め雇用された者

(選考基準等)

第3条 特任教諭の選考基準は、附属学校教員の選考基準に準じ、各附属学校において別に定める。

(選考)

第4条 特任教諭の選考は、当該特任教諭が所属することとなる附属学校長の推薦を受け、教育学部長の申出に基づき学長が決定する。

(遵守遂行)

第5条 国立大学法人和歌山大学及び特任教諭は、それぞれの立場でこの規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(雇用契約)

第6条 新規に特任教諭を採用又は契約を更新する場合には、労働条件を明らかにした契約書を交わすものとする。

2 雇用契約は、学長が本人と行うものとする。

特任教諭雇用規程

(契約期間)

第7条 特任教諭の契約期間は、原則として12ヶ月以内とし、採用日の属する会計年度の末日を超えることができない。

2 労働契約を更新する場合の契約期間は、3年以内とし、通算有期労働契約期間が5年を限度として、契約を更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第4号の規定により採用された者の契約期間は、当該産前・産後の特別休暇を取得若しくは育児休業又は介護休業をする期間を限度として定められた期間とし、通算有期労働契約期間が5年を超えない範囲で再任することができる。

第7条の2 前条の規定にかかわらず、契約期間は当該者が満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることができない。

(休職)

第8条 特任教諭が就業規則第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第7号の一に該当する場合は、休職とする。

2 休職の期間は就業規則第14条の規定を準用する。ただし、当該期間は、契約期間の終期を超えることができない。

3 休職者は、特任教諭としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第9条 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

2 休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。

(退職)

第10条 特任教諭が次の各号の一に該当した場合には退職とする。

(1) 労働契約の期間が満了した場合（労働契約を更新する場合を除く。）

(2) 次条の規定による契約解除の承認を得た場合

(3) 死亡した場合

(4) 第12条の規定により大学から契約解除を通知した場合

(特任教諭の都合による契約解除)

第11条 特任教諭は、労働契約期間中に自己の都合により契約を解除しようとするときは、原則として契約解除を希望する日の30日前までに学長に文書をもって願い出なければならない。なお、30日前までに提出できない場合であっても14日前までに提出しなければならない。

(大学側からの契約解除)

第12条 特任教諭が禁錮以上の刑に処せられた場合は、契約を解除する。

2 特任教諭が次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 勤務成績が著しく良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 業務上やむを得ない都合による場合

(4) 就業規則第43条に規定する懲戒の事由の一に該当する場合

(契約解除手続)

第13条 前条の規定により契約解除する場合は、少なくとも30日前に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職証明書)

第14条 学長は、退職又は契約解除された者（契約解除の予告を受けた者を含む。）が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 退職証明書の記載事項等については、教職員の例に準じて取り扱う。

(勤務時間)

第15条 特任教諭の勤務時間は、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇規程（以下「教職員勤務時間等規程」という。）第3条及び第4条の規定を準用する。

2 特任教諭は、休憩時間を自由に利用することができる。

3 業務上の必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、また、休憩時間が所定の時間を下回らない範囲で、始業、終業及び休憩の時刻を変更することがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第16条 通常の勤務場所以外での勤務については、教職員勤務時間等規程第6条の規定を準用する。

(時間外・深夜・休日勤務)

第17条 時間外、深夜及び休日勤務については、労基法第36条の規定に基づく労使協定が締結された場合において、教職員勤務時間等規程第7条を準用する。

(非常災害時の勤務)

第18条 災害その他の避けることのできない事由によって勤務の必要がある場合は、教職員勤務時間等規程第8条の規定を準用する。

(休日)

第19条 休日は、教職員勤務時間等規程第9条を準用する。

(休日の振替、代休)

第20条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則第3条及び第4条の規定を準用する。

(勤務の免除)

第21条 勤務の免除は、教職員勤務時間等規程第11条の規定を準用する。

(休暇)

第22条 特任教諭の有給休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び代替休暇とし、取扱いについては、教職員勤務時間等規程第15条から第21条の2までの規定を準用する。

(育児休業、育児短時間勤務又は育児時間)

第23条 特任教諭は、学長に申し出て育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得することができる。ただし、第2条第1項第4号の規定により採用された者の育児休業については、請求時点で子が1歳6か月に達する日までに雇用関係が終了することが明らかでない者に限り、取得することができる。

2 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間の対象者、期間及び手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則を準用する。ただし、育児休業の期間は、契約期間の終期を超えることができない。

(介護休業又は介護時間)

第24条 特任教諭の家族で介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護時間を取得することができる。

特任教諭雇用規程

2 介護休業又は介護時間の対象者、期間及び手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則を準用する。ただし、介護休業の期間は、契約期間の終期を超えることができない。

(自己啓発等休業)

第24条の2 特任教諭は、自己啓発等休業をすることができない。

(配偶者同行休業)

第24条の3 特任教諭は、配偶者同行休業をすることができない。

(兼業)

第24条の4 特任教諭の兼業については、国立大学法人和歌山大学教職員の兼業に関する規程を準用する。

(給与の種類)

第25条 特任教諭の給与は、年俸制とし、年俸制を適用する特任教諭の給与について必要な事項は、別に定める。

(退職手当の不支給)

第26条 特任教諭には、退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第27条 この規程に定めのない事項は、就業規則を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第917号)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第999号)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1388号)

1 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 第7条第4項における「通算有期労働契約期間」において、平成25年4月1日以後、本学との労働契約が無い期間（以下「無契約期間」という。）が6ヶ月（無契約期間の直前の通算有期労働契約期間が1年間に満たない場合は、その通算有期労働契約期間の二分の一の期間（1ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを1月とみなす））以上ある場合は、当該無契約期間前の有期労働契約期間を含めないものとする。

附 則 (令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2213号)

この改正規程は、令和元年11月20日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2334号)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2364号)

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2409号)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2825号)

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。